

令和3年度(独)国際交流基金調達等合理化計画の概要

- 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度調達等合理化計画を策定。計画策定、実施、評価及び次計画への反映というPDCAサイクルにより推進。
- 計画策定及び自己評価に当たっては、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施。
- 調達等合理化計画を着実に実施するため、「経理部コンプライアンス強化ユニット」において、重点的に取り組む分野を選定したうえで、調達全般の合理化に取り組む。

I. 国際交流基金の調達の現状(令和2年度)

● 調達の全体像: 380件、47.60億円

◇「競争性のある契約(一般競争、企画競争、公募)」: 193件、25.44億円

◇「競争性のない随意契約(※)」: 187件、22.16億円

(※)大半は、放映権や公演等の知的所有権に係るもの、共催契約によるもの等、基金事業の特性から、基金会計規程上の「真に随意契約によらざるを得ない」ものに該当する契約である(137件、13.35億円)。

● 一者応札・応募の状況

◇ 56件、10.36億円

● 障害者就労施設等からの物品等の調達状況 ◇ 21件、5,111千円

II. 合理化に向けた取組

● 重点的に取り組む分野

- ①平成27年度において基金会計規程の一部改正を行い、基金事業の特性による随意契約の類型を基金会計規程に明記し、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分する整理を行った。令和元年においても、改正後の規程に基づく運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。
- ②一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する取組をさらに強化する。また、入札予定の事前公表を徹底し、参入事業者の準備期間の確保を図る。
- ③随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等を明確化を確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を図る。
- ④調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進する。
- ⑤「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について(依頼)」を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図る。

● 調達に関するガバナンスの徹底

- ①随意契約に関する内部統制の確立を図るため、「経理部コンプライアンス強化ユニット」において、新たに随意契約を締結する場合に事前点検を実施する。
- ②不祥事の発生 of 未然防止等のため、「会計実務マニュアル」を整備し、また外部及び内部の研修を実施することにより契約・会計実務の知識習得や専門性向上に努める。